

新潟都市計画 地区計画の変更（新潟市決定）

都市計画姥ヶ山東地区地区計画を次のように変更する。

名 称		姥ヶ山東地区地区計画
位 置		新潟市中央区亀田早通字柳田の一部
面 積		約 1. 6 ヘクタール
区域の整備及び開発に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、新潟市中心部から南方約5キロメートルに位置し、北陸自動車道新潟亀田インターチェンジに接しており、交通の利便性が高く商業業務地としての立地条件に恵まれた地区である。</p> <p>また、開発行為により公共施設の整備がされるとともに、商業系施設を主体とした整備が図られる予定の地区である。</p> <p>このため、地区計画を策定し、健全で利便性の高い商業業務市街地の形成を図るとともに、インターチェンジ周辺にふさわしい適正な土地利用の配置を行うことを目標とする。</p>
	土地利用の方針	商業業務地としての土地利用を図ることを基本とし、周辺の環境面に調和した適正な土地利用の促進を図ることとする。
	建築物の整備の方針	北陸自動車道新潟亀田インターチェンジに接することから、商業業務機能を主体とした土地利用の促進を図るとともに周辺環境に考慮し、調和のとれた市街地環境の形成及び保全のため、建築物の用途、壁面の位置及びかき又はさくの構造について適正な規制誘導を行う。
地区整備計画	建築物等の用途制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第二（い）項第1号から第4号までに掲げるもの</p> <p>(2) 建築基準法別表第二（は）項第2号及び第3号に掲げるもの</p> <p>(3) 建築基準法別表第二（に）項第4号及び第5号に掲げるもの</p> <p>(4) 建築基準法別表第二（ほ）項第2号に掲げるもの</p> <p>(5) 建築基準法別表第二（へ）項第5号に掲げるもの</p> <p>(6) 建築基準法別表第二（り）項第2号に掲げるもの</p> <p>(7) 畜舎</p> <p>(8) ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p>
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界線から、1. 5メートル以上離さなければならない。
	かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面するかき又はさくの構造は生垣とする。</p> <p>ただし、高さを道路面より1. 0メートル以下としたもの、又は網状その他これに類する形状であるものとした場合はこの限りでない。</p>

「区域は計画図表示のとおり」

姥ヶ山東地区地区計画 計画図 S=1/2, 500



3. 2. 504 亀田パイパス  
道路界

地番界

地番界

新島田インターチェンジ

亀田工業団地3丁

凡 例

地区計画の区域

